

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条
	特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの
	(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）
	(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
	(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋

{	年 月 日	(ハ) 新 築
		(ニ) 取 得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	新城市
申請者の氏名	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 による所有権移転 (2) 競売
家屋の所在地	新城市
家屋番号	番
令和 年 月 日 愛 知 県 新 城 市 長	

※ { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲んでください。